

○宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター学生宿泊施設使用要項

平成22年3月21日
制 定

改正 平成22年10月1日 平成25年9月17日
平成26年3月20日

(趣旨)

第1条 この要項は、宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）の学生宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宿泊施設)

第2条 宿泊施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 住吉フィールド（牧場）学生宿泊施設
- (2) 田野フィールド（演習林）学生宿泊施設
- (3) 延岡フィールド（水産実験所）学生宿泊施設

(使用者の範囲)

第3条 宿泊施設を使用することができる者は、前条に掲げる各フィールドにおいて教育、研究、実験、実習及び研修等を行う者であり、かつ次に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生及び職員であって、カリキュラムに沿った教育及び実習等を行う者
- (2) 宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター共同利用規程第5条第2項の規定により共同利用の承認を得た者
- (3) 前2号以外の者で、センター長が認めた者

(休業日)

第4条 宿泊施設の休業日は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 正課の実習を除き、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 8月12日から16日までの日及び12月27日から翌年1月5日までの日

(使用手続き)

第5条 宿泊施設を使用しようとする者は、原則として使用する日の7日前までに別紙様式1の使用申込書を宿泊施設が所在する附帯施設長に提出し、センター長の許可を受けなければならない。

2 センター長は、宿泊施設の使用を許可したときは、申込者に使用許可書を交付する。

(使用料)

第6条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）のうち、第3条第3号の者は、宿泊施設使用料として1人1泊につき540円を納付しなければならない。

- 2 既納の使用料は、使用者が自己の都合により使用を取り消した場合は返還しない。
- 3 使用者は、第1項に定める使用料のほか、各宿泊施設所定の雑費を納付しなければならない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、この要項及び別紙「宿泊施設使用心得」を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

- (1) 使用者が、この要項に違反したとき、若しくは使用申込書に虚偽の記載をしていることが判明したとき、又は管理運営上著しく支障を来す行為があったとき。
 - (2) 宿泊施設の管理運営上、特別の必要が生じたとき。
- 2 前項の使用許可の取消しによって生ずる損害については、本学はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失によって施設・設備等を破損し、又は滅失したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、宿泊施設の管理運営に必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年9月17日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

(別紙)

学生宿泊施設使用心得

学生宿泊施設を使用する者は、本センター学生宿泊施設使用要項及びこの使用心得を遵守しなければならない。

1. 施設の使用に先立ち、使用許可書を宿泊施設の所在する事務室職員に提示し、その指示を受けて使用すること。
2. 施設、設備等は大切に扱うこと。
3. 火災防止のため、火気の取り扱いについては十分注意を払うこと。
4. 盗難防止のため、貴重品は各自責任を持って管理すること。
5. 他の使用者に迷惑になるような言動は厳に慎むこと。
6. 施設使用後は、清掃を行い、使用した器具及び寝具等を使用前の状態に整理整頓すること。
7. 施設の使用を終える際は、必ず事務室職員に申し出ること。